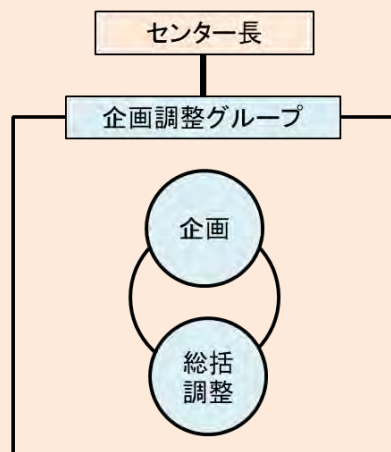


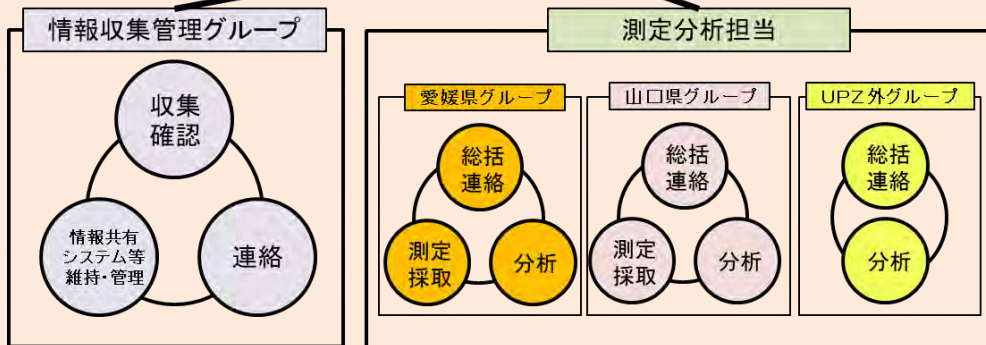
10. 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンターの体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを愛媛県オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの県の拠点に設置する。UPZ外の緊急時モニタリング実施が求められる場合には、国の要員が中心となり。原子力事業者と協力して対応に当たる。
- 伊方原子力規制事務所に職員を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



<設置場所>
 企画調整グループ: 愛媛県オフサイトセンター
 情報収集管理グループ: 愛媛県オフサイトセンター
 愛媛県グループ: 愛媛県原子力センター
 山口県グループ: 山口県環境保健センター



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

- 伊方発電所周辺の愛媛県及び山口県の8市町(愛媛県7市町、山口県1町)に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点101地点(愛媛県100地点、山口県1地点)を設定し、このうちUPZ内65局(予防避難エリアを除く)及びPAZ内2局(愛媛県2局)で防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- このほか、国の測定局においても空間放射線量率を測定。



- モニタリングポスト等
 - ・モニタリングステーション(1局)及びモニタリングポスト(19局)で、発電所周辺地域の空間放射線量率、放射性物質濃度を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・電子線量計(58台)で、空間放射線量率を測定
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(10台)を整備
- モニタリングカー等
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備
- 大気モニタ(22台)・ヨウ素サンプラ(7台)
 - ・大気中放射性物質濃度を測定するための機器を整備



モニタリングステーション【1局】、モニタリングポスト【19局】
(非常用電源装備)



モニタリングポスト・ダストサンプラ
(可搬型)



電子線量計【58台】



モニタリングカー【1台】



大気モニタ(22台)及びヨウ素サンプラ(7台)



放射線測定通信端末

▶ モニタリングステーション

- ・UPZ内に含まれる八島^{やしま}にモニタリングステーションが設置されており、空間放射線量率等を測定
- ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ・万一、モニタリングステーションが使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(1台)を配備



モニタリングステーション【1局】



非常用電源設備(モニタリングステーション)



可搬型モニタリングポスト【1台】



NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ



電離箱式サーベイメータ



GM管式サーベイメータ

緊急時モニタリング結果の共有及び公表

- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。

